

日本国憲法の改正手続に関する法律の施行に伴う 関係政令の整備に関する政令の概要

1 趣旨

日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）の施行に伴い、関係政令の規定の整備を行う。

2 概要

（1）銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正

人の生命又は身体を害する罪として政令で定めるものを犯した者については、都道府県の公安委員会は、猟銃の所持の許可をしてはならないこととされているが、この罪に、選挙に関する罪と同様、日本国憲法の改正手続に関する法律第114条（投票事務関係者、施設等に対する暴行罪、騒擾罪等）、第115条第1項違反（多衆の国民投票妨害罪）を追加する。

（2）外務省組織令の一部改正

国民投票における在外投票の実施に関する事務は、外務省領事局政策課の所掌事務とする。